



(記入例)

徴収猶予申請書 特

整理番号

(宛先)新庄市長

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者

- ① 個人ごとの申請が必要です。家族であってもそれぞれ申請してください。
- ② 法人が申請する場合は、あわせて代表者の住所、役職、氏名も記載してください。(法人の場合の電話番号については、担当部署の連絡先を記載してください。)

申請年月日 申請書を提出する日を記入ください。なお、法施行日から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

納付又は納入すべき税 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するものが対象です。

- ① 猶予を受けようとする税目を1期ごとに記載ください。一度に申請できるのは3か月分です。(例えば、納期限が5月末、7月末のものを一度に申請できます。8月以降の納期分は8月以後に申請してください。)
- ② 税目の欄に、期別も記載してください。
- ③ それぞれの納期限を記入ください。
- ④ 通知書番号を記載してください。

新型コロナウイルス感染症等の影響 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により収入が減少していることが必要です。

イベント等の自粛で収入が減少・・・〇〇まつり、〇〇大会、コンサート等のイベントの中止など
外出自粛要請で収入が減少・・・店舗等の利用客減少、営業自粛、出勤停止など

収入の減少の状況 令和2年2月以降の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて減少していることを示すためのものです。

収入・支出状況の把握のため3か月分の記載欄があります。収入が特に減少した月を記載してください。(例)3月、4月、7月

収入減少率 収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることを示すためのものです。収入減少率の一番大きいものを記載してください。

計算例(4月分の場合)

$$\frac{④2,977,865}{⑦5,009,821} = 0.5944 \dots \text{(小数第3位を切捨て)} \\ \div 0.59 \\ (1 - 0.59) \times 100 = 41\%$$

申請書に、事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等の写し)を添付してください。

添付できないときは、後日、電話等で職員が『収入の状況』を確認します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします)

申請者	住所所在地	A県B市XXX		申請年月日	令和 2年 7月 7日		
	電話番号	XXX (XXXX) XXXX	携帯電話	XXX (XXXX) XXXX			
納付又は納入すべき税	氏名称	〇〇 太郎		通信日付印			
				申請書番号			
				処理年月日			
	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	通知書番号	猶予を希望する期間
	2	XX税1期	2・6・1	500,000		XXXXXXXX	納期限の翌日から 3・6・1 まで 12月間
	2	XX税2期	2・7・31	500,000		XXXXXXXX	納期限の翌日から 3・7・31 まで 12月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
	合計			① 1,000,000	②		
	新型コロナウイルス感染症等の影響		<input checked="" type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少				

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)
(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 2年(当年)			前年同月			収入減少率
	3月	4月	7月	3月	4月	7月	
収入							1 - (③ ÷ ⑥) 1 - (④ ÷ ⑦) 1 - (⑤ ÷ ⑧) のうち最大のものを記載
売上	3,612,477	2,977,865	2,850,918	2,293,453	5,009,821	3,089,121	41 %
小計	③ 3,612,477	④ 2,977,865	⑤ 2,850,918	⑥ 2,293,453	⑦ 5,009,821	⑧ 3,089,121	
支出							
仕入	2,597,892	2,203,484	2,189,075	3,312,381	3,569,345	2,157,831	⑩ 3,160,520 円
販売費/一般管理費	621,931	511,192	407,987	667,123	690,812	413,125	
借入金返済	200,000	0	0	250,000	250,000	250,000	
生活費	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
小計	⑨ 3,669,823	⑩ 2,964,676	⑪ 2,847,062	4,479,504	4,760,157	3,070,956	

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	18,963,120	円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	300,000	円	
				=	当面の支出見込額(⑬)	19,263,120	円

(3) 現金・預貯金残高 職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の合計(⑭)	2,145,463	円
現金	200,000	円	預貯金			

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税	(⑮)納付可能金額	=	猶予額
1,000,000	0		1,000,000

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、**ご協力をお願いします。**
- 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

新庄市

当面の支出見込額(⑬)「(1)収入の減少の状況等」において、計算した支出平均額(⑫)を6か月分としたものと、今後6か月間に予定されている臨時支出等の額を合計したものを記載してください。

猶予額

① 「(2)当面の運転資金等の状況等」、「(3)現金・預貯金残高」、「(4)納付可能金額」について記載

② 計算した納付可能金額(⑮)を、納付・納入すべき税(①+②)から差し引いたものを記載してください。

- 申請の注意事項**
- ① 申請書は、郵送してください。
申請窓口での“3密”を防止する観点から、申請書の持参はしないでください。
 - ② 申請書の書き方がわからない場合は、わかるところだけ記入して郵送してください。後日、電話にて職員が聴取にて対応します。(住所、氏名、印鑑、申請月日は必ずご記入ください。)
 - ③ 徴収の猶予では、税金そのものの支払の免除はされません。猶予期間内に税金を納付する必要がありますので、分納についてご相談ください。
 - ④ 納税義務者ごとに申請書を提出してください。例えば、A名義の国民健康保険税とB名義の市県民税は、それぞれ申請書を提出してください。
 - ⑤ 一度に申請できるのは、おおよそ3か月間(例:5月末~7月末の納期限分)の納期限分です。3か月後の時点で収入状況が改善されず、納付が困難な場合は、再度の申請が必要です。
 - ⑥ eLTAXでも申請ができます。

申請書の送付先

〒996-8501
新庄市沖の町10-37
新庄市役所 税務課 納税室